佐久市　　軽井沢町　　立科町

新ごみ焼却施設整備に関する基本合意書

平成 22 年 10 月

佐久市、軽井沢町、立科町(以下「構成団体」という。)は、佐久市･軽井沢町清掃施設組合が管理運営する「佐久クリーンセンター」及び川西保健衛生施設組合が管理運営する「川西清掃センター」の後継施設として両施設を統合した新ごみ焼却施設を共同で整備するにあたり、基本的な事項について下記のとおり合意する。

記

1　枠組みの形態

新ごみ焼却施設の整備及び同施設の管理運営は、構成団体による新たな一部事務組合を設立し行う。

一部事務組合の設立は、平成２５年度を目途とする。

2　稼働目標年度

新ごみ焼却施設の稼働目標年度は、平成２９年度を目途とする。

3　建設地

新ごみ焼却施設の建設地は、当面、佐久市において選定する。

4　ごみ処理対象地域

新ごみ焼却施設のごみ処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。

ただし、佐久広域圏内の他の自治体から共同処理の申入れがなされた場合、その受入れについて建設地の地元合意が得られたときは、構成団体で協議のうえ、ごみ処理対象地域に加えることができるものとする。

5　処理対象とするごみの種類

新ごみ焼却施設で処理対象とするごみの種類は、次のとおりとする。

（1）現に「佐久クリーンセンター」及び「川西清掃センター」において、焼却処理している可燃性のごみ。

（2）現に埋立処分をしているごみのうち、可燃性のもの。

なお、構成団体は、循環型社会形成推進の観点からごみの減量化、資源化の将来目標値を定め、その達成に積極的に取組むことにより焼却対象ごみの逓減を図るものとする。

6　ごみ焼却処理方式

新ごみ焼却施設の焼却処理方式は、施設建設候補地の地元合意を尊重し、構成団体で協議し、決定する。

7　施設規模

新ごみ焼却施設の施設規模は、今後、構成団体で策定する循環型社会形成推進地域計画でごみ処理対象地域内における将来のごみの減量化、資源化の目標値を踏まえ設定する焼却ごみ量に基づき、適正規模を決定する。

8　施設の整備及び運営に係る費用負担

構成団体は、新ごみ焼却施設の整備に係る費用（以下「整備費用」という。）及びその運営に係る費用（以下「運営費用」という。）について、応分の負担をするものとする。

（1）整備費用の範囲は、以下のとおりとする。

① 施設建設工事費（敷地造成工事、外構工事及び取付道路、排水路等の付帯工事を含む。）

② 用地取得費

③ 施設建設に伴う基本計画、整備計画等の計画策定及び実施設計書、発注仕様書作成等に要する費用

④ 候補地選定調査、環境影響評価、埋蔵文化財調査、測量調査、地質調査等に要する費用

⑤ 施設建設地の地元合意形成に伴う条件整備に要する費用

⑥ 施設整備に係る事務経費

（2）運営費用の範囲は、以下のとおりとする。

① 燃料費、光熱水費、薬品費等の用役費

② 点検補修費、修繕費

③ 運転委託費

④ その他、新ごみ焼却施設の維持管理に係る一切の費用

⑤ 一部事務組合の運営に係る議会費及び総務費

9　費用負担の基準

費用負担の基準は、以下のとおりとする。

（1）整備費用

平成２４年度を目途に、構成団体において、新ごみ焼却施設の受入れ地元地区の心情を斟酌したうえで協議により決定する。

（2）運営費用

構成団体各々が新ごみ焼却施設に搬入する焼却ごみ量に応じて負担することを基本とする。

10　既存ごみ焼却施設

新ごみ焼却施設の稼働後「佐久クリーンセンター」及び「川西清掃センター」は、解体撤去したうえで廃止するものとする。

また、施設廃止に伴い、佐久市・軽井沢町清掃施設組合は解散し、川西保健衛生施設組合は、共同処理するごみ処理施設の設置及び管理に関する事務のうち、ごみ焼却施設に関するものを削除する。

11　補　則

本合意書に定めのない事項、及び合意事項について疑義が生じたときは、構成団体で協議のうえ、決定するものとする。

この基本合意の証として本合意書３通を作成し、佐久市、軽井沢町、立科町において署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年１０月４日

佐久市中込３０５６番地

佐 久 市

佐 久 市 長　柳田清二

北佐久郡軽井沢町大字長倉２３８１番地１

軽 井 沢 町

軽 井 沢 町 長　佐藤雅武

北佐久郡立科町大字芦田２５３２番地

立 科 町

立 科 町 長　小宮山和幸